

## 議案第26号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

航空写真又は地番図付き航空写真の交付を開始するに当たり、新たに手数料を定めるもの。

## 石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

「

名寄帳の写しの交付手数料（1枚までを1件とする。）	1件	300
公簿、公文書又は図面（以下「公簿等」という。）に関する証明手数料	1件	300

を

」

「

名寄帳の写しの交付手数料（1枚までを1件とする。）	1件	300
航空写真又は地番図付き航空写真の交付手数料（1枚までを1件とする。）	1件	400
公簿、公文書又は図面（以下「公簿等」という。）に関する証明手数料	1件	300

に

」

改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。